

# 設楽町新水道ビジョン

【未来へつなぐ 安心・安全な水道】



愛知県北設楽郡設楽町

平成29年3月

－目 次－

I	はじめに .....	1
II	事業の現状評価・把握	
1	設楽町水道事業の現況 .....	2
2	給水区域と水道の普及状況 .....	3～9
3	水需要と水源 .....	10
4	浄水処理と浄水水質 .....	10～11
5	送・配水施設 .....	11～13
6	維持管理 .....	13～14
7	経営状況 .....	14～15
III	地域水道の将来像と目標設定	
1	水道事業の将来像 .....	16
2	運営基盤の強化 .....	16～17
3	安心・快適な給水の確保 .....	17
4	災害対策などの充実 .....	17～18
IV	推進する実現方策	
1	運営基盤の強化 .....	19～20
2	安心・快適な給水の確保 .....	20
3	災害対策などの充実 .....	20～22

## 1 はじめに

設楽町は、平成 17 年 10 月に旧設楽町・旧津具村の 2 町村が新設合併し、新たな歴史を歩み始めており、水道事業についてもその運営を大きく変えようとしています。

水道事業は、田口簡易水道の整備に着手し、昭和 33 年 9 月に田口簡易水道の給水を開始をして以来、人口増加や生活様式の変化による水需要の伸びと給水区域の拡大に併せた段階的な拡張事業を実施してきました。現在は、水道水の安定給水を図るため、老朽施設の更新事業を実施しています。

平成 25 年 3 月、厚生労働省は水道を取り巻く環境が大きく変化していることから、今後も水道を継続的に享受し続けることができるよう、50 年後、100 年後の将来を見据え、水道の理想像を明示するとともに、その理想像を具現化するため、当面の間、取りくむべき事項を提示した「新水道ビジョン」を策定・公表しました。

水道事業者に対しては、水道事業ビジョンに反映する際の記載事項や検討手法等を示すことによって、実効性の高い水道事業ビジョン策定の促進を図り、もって安全で強靱な水道の持続に資することを目的としています。

本町においては、これを受けて新たな視点に立った「設楽町新水道ビジョン」を策定しました。

現状における水道普及率は、新設や拡張により 96.9%に到達しており、現在は施設整備の更新・改良等が中心となっています。今後の水道事業においては、長期的な視点を踏まえた戦略的な計画立案が必要であり、また給水区域の住民に対して、事業の安定性や持続性を示していくことが重要であると考えています。

「設楽町新水道ビジョン」は、気象条件や生活様式など、水道事業を取り巻く環境の変化に対応した本町にふさわしい新たな水道事業を推進するため、「地域とともに、信頼を未来につなぐ水道」にしていきたいと考えています。

本ビジョンでは、平成 29 年度から平成 38 年度までを計画期間とし、水道事業が抱えている課題に対する基本方針や未来につなぐための各種施策を定めています。

今後は、本ビジョンの実現に向けた事業の進捗を図ることにより、「未来へつなぐ 安心・安全な水道」を目標とし、住民の皆様が水道に満足していただけるよう努めてまいります。

## II 水道事業の現状評価・課題

### 1 設楽町水道事業の現状

本町における水道は、昭和 33 年 9 月に田口簡易水道が創設認可を取得して給水を開始して以来、清嶺簡易水道、名倉簡易水道、田口第 2 簡易水道、豊邦簡易水道、津具簡易水道、松戸飲料水供給施設の 6 簡易水道施設、1 飲料水供給施設の計 7 施設を整備しています。

本町は、平成 19 年度に策定した簡易水道事業統合計画に基づき、平成 22 年度に「清嶺簡易水道」と「豊邦簡易水道」を「清嶺・豊邦簡易水道」とし、平成 24 年度に「名倉簡易水道」と「津具簡易水道」を「名倉・津具簡易水道」とし、平成 25 年 10 月には料金体系を一本化しました。

また、平成 27 年度には「田口簡易水道」、「田口第 2 簡易水道」、「松戸飲料水供給施設」を「設楽町簡易水道」とし、平成 28 年度に「清嶺・豊邦簡易水道」と「名倉・津具簡易水道」を「設楽町簡易水道」に編入し、平成 29 年 4 月からすべての簡易水道が統合し、事業運営することとしています。

現行 (計画給水人口：平成 17 年 4 月) (現在給水人口：平成 28 年 4 月)			統合後 (計画給水人口：平成 29 年 4 月以降)	
事業名	計画給水人口	現在給水人口	事業名	計画給水人口
田口簡易水道	1,870 人	1,274 人	設楽町簡易水道	4,871 人
清嶺簡易水道	1,160 人	741 人		
名倉簡易水道	1,580 人	1,087 人		
田口第 2 簡易水道	1,225 人	586 人		
豊邦簡易水道	134 人	86 人		
津具簡易水道	1,657 人	1,243 人		
松戸飲料水供給施設	44 人	18 人		
計	7,670 人	5,038 人	計	4,871 人

## 2 給水区域と水道の普及状況

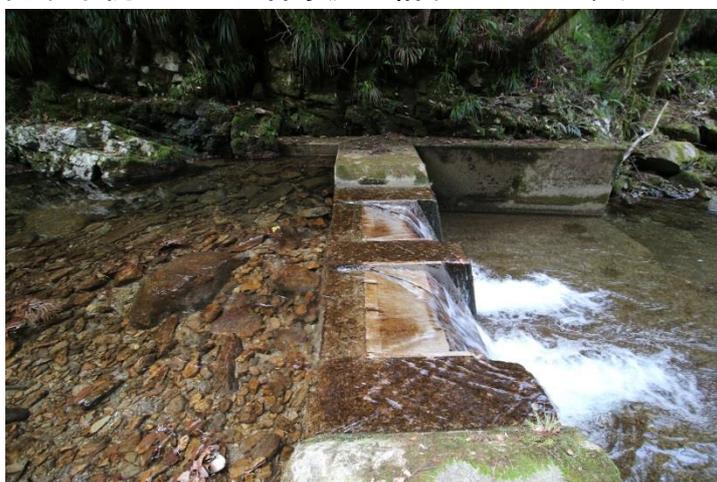
### (1) 給水区域

設楽町水道事業の現状は、浄水場ごとに給水区域を設定しています。

【田口浄水場（旧田口簡易水道）】（計画能力：1,672m<sup>3</sup>/日）

豊川水系榎尾川の表流水を水源としており、ステンレススクリーンを設置した取水堰と水中ポンプの両方を用いて揚程ポンプ場まで導水し、揚程ポンプ場から浄水場までポンプにて導水します。浄水場では、膜ろ過設備により浄水処理を行い、次亜塩素酸ナトリウムを注入し殺菌を行った後、浄水場兼配水池から給水区域全体に給水します。

この区域は、本町の中心に位置しており、比較的狭い範囲で高低差があまりないことから、配水系統は1つで各家庭へ給水しています。



【榎尾川取水堰】



【膜ろ過設備】

**【長江浄水場（旧田口第2簡易水道）】（計画能力：483m<sup>3</sup>/日）**

豊川水系タコウズ川の表流水を水源としており、ステンレススクリーンを設置した取水堰から自然流下により浄水場まで導水します。浄水場では、普通沈殿及び緩速ろ過により浄水処理を行い、次亜塩素酸ナトリウムを注入し殺菌を行った後、浄水場から自然流下で川向地区、八橋地区及び小松地区へ配水します。また、浄水場からポンプを使用して鹿島配水池まで送水し、自然流下で和市地区、荒尾地区、小塩地区、神田地区及び平山地区へ配水します。

この区域は、標高の高低差が大きいことから、区域を6ブロックに分割し、更に地区的分散があるため、部分的に減圧弁を使用し、適正な圧力で各家庭へ給水しています。



**【タコウズ川取水堰】**



**【長江浄水場】**

**【清嶺浄水場（旧清嶺簡易水道）】（計画能力：296m<sup>3</sup>/日）**

豊川水系栗島川の表流水を水源としており、ステンレススクリーンを設置した取水堰から自然流下により浄水場へ導水します。浄水場では、普通沈殿及び緩速ろ過により浄水処理を行い、色度除去を目的として粒状活性炭ろ過機を設置し浄水し、次亜塩素酸ナトリウムを注入し殺菌を行った後、自然流下で栗島配水池、田峯配水池、梨野配水池へ配水します。

この区域は、地形の起伏が非常に激しく、また一部高圧管を使用し、部分的に減圧弁を使用し、適正な圧力で各家庭へ給水しています。



**【栗島川取水堰】**



**【梨野配水池】**

**【豊邦浄水場（旧豊邦簡易水道）】（計画能力：40m<sup>3</sup>/日）**

豊川水系鰻沢の表流水を水源としており、ステンレススクリーンを設置した取水堰から自然流下により浄水場へ導水します。浄水場では、普通沈殿及び緩速ろ過により浄水処理を行い、色度除去を目的として粒状活性炭ろ過機を設置し浄水し、次亜塩素酸ナトリウムを注入し殺菌を行った後、自然流下で桑平配水池、団子島配水池、笠井島配水池へ配水します。

この区域は、標高の高低差が大きいことから、部分的に減圧弁を使用し、適正な圧力で各家庭へ給水しています。



**【鰻沢取水堰】**

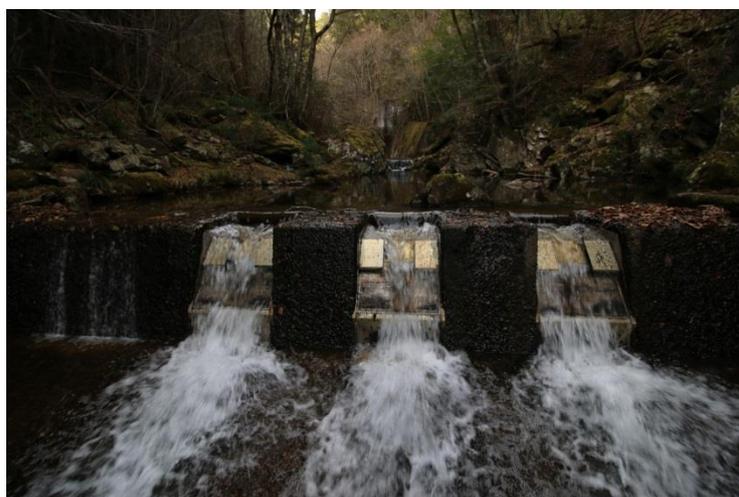


**【笠井島配水池】**

**【名倉浄水場（旧名倉簡易水道）】（計画能力：550m<sup>3</sup>/日）**

豊川水系本谷川の表流水を水源としており、ステンレススクリーンを設置した取水堰から自然流下により浄水場へ導水します。浄水場では、普通沈殿及び緩速ろ過により浄水処理を行い、次亜塩素酸ナトリウムを注入し殺菌を行った後、自然流下で東納庫配水池、西納庫配水池、宇連配水池へ配水します。

この区域は、標高の高低差が大きいことから、区域を3ブロックに分割し、部分的に高圧になる箇所では減圧弁を、低圧になる場所ではポンプを使用し、適正な圧力で各家庭へ給水しています。



**【本谷川取水堰】**



**【西納庫増圧ポンプ場】**

### 【津具浄水場（旧津具簡易水道）】

（計画能力：上折元 511m<sup>3</sup>/日、下折元 316m<sup>3</sup>/日）

矢作川水系箱渚川の表流水を水源としており、有孔管を利用した取水堰からポンプにより調節井及び減圧井を経由し、第1浄水場（上折元浄水場）、第2浄水場（下折元浄水場）へ導水します。いずれの浄水場においても、凝集剤を注入し、急速攪拌、フロック形成池、傾斜版式横流薬品沈澱池、重力式急速ろ過池及び塩素混和池を設け浄水処理を行い、次亜塩素酸ナトリウムを注入し殺菌を行った後、自然流下で第1浄水場から上折元配水池及び下折元配水池へ、第2浄水場から下折元配水池、後山配水池、森古屋配水池へ配水します。

この区域は、標高の高低差が大きいことから、区域を4ブロックに分割し、部分的に高圧になる箇所では減圧弁を、低圧になる場所ではポンプを使用し、適正な圧力で各家庭へ給水しています。



【箱渚川取水堰】



【森古屋配水池】

**【松戸浄水場（旧松戸飲料水供給施設）】（計画能力：14m<sup>3</sup>/日）**

豊川水系トッ原沢の表流水を水源としており、ステンレススクリーンを設置した取水堰から自然流下により浄水場へ導水します。浄水場では、緩速ろ過により浄水処理を行い、次亜塩素酸ナトリウムを注入し殺菌を行った後、浄水場兼配水池から給水区域全体に給水します。

この区域は、給水戸数が少なく狭い範囲で高低差がないことから、配水系統は1つとし各家庭へ給水しています。



**【トッ原沢取水堰】**



**【松戸浄水場】**

**（2）水道の普及状況**

行政区域内の水道普及率は、約 96.9%（平成 27 年度末）となっており、一部の山間部（沖駒地区、裏谷地区など）の地域を除いてほぼ給水しています。

### 3 水需要と水源

#### (1) 水需要の動向

給水人口は、各給水区域ですべて減少傾向にあり、給水量についても同様に減少傾向になっています。

#### (2) 水源の状況

本町の水源は、河川の表流水を8箇所で確保し、安定取水に努めています。現在、確保している水源水量は4,080m<sup>3</sup>/日で、計画1日最大給水量3,709m<sup>3</sup>/日や実績1日最大給水量3,596m<sup>3</sup>/日に対していずれも上回っています。

しかし、大雨による濁水や停電発生時には、揚程ポンプが停止するため、非常時にも安定給水ができる対策を検討しています。

原水の水質においては、比較的良好な状態を保っていますが、主に濁度や色度は注意すべき水源もあるため、定期的な監視を実施しています。

現行 (計画取水量：平成28年4月)		統合後
水源地	計画取水量	計画取水量
豊川水源地(豊川水系豊川)	1,500m <sup>3</sup> /日	-
榎尾川水源地(豊川水系榎尾川)	601m <sup>3</sup> /日	-
栗島川水源地(豊川水系栗島川)	1,073m <sup>3</sup> /日	702m <sup>3</sup> /日
本谷川水源地(豊川水系榎尾川)	605m <sup>3</sup> /日	682m <sup>3</sup> /日
タコウズ川水源地(豊川水系タコウズ川)	531m <sup>3</sup> /日	1,691m <sup>3</sup> /日
鰻沢水源地(豊川水系鰻沢)	62m <sup>3</sup> /日	45m <sup>3</sup> /日
トッ原沢水源地(豊川水系トッ原沢)	15m <sup>3</sup> /日	11m <sup>3</sup> /日
箱淵川水源地(矢作川水系箱淵川)	910m <sup>3</sup> /日	949m <sup>3</sup> /日
計	5,297m <sup>3</sup> /日	4,080m <sup>3</sup> /日

### 4 浄水処理と浄水水質

本町の浄水施設は、膜ろ過方式1箇所、急速ろ過方式2箇所、緩速ろ過方式5箇所処理しており、全体で8施設となっています。

水質については、水道法に基づいた検査を実施しております。

浄水場等名	浄水処理方式	計画能力(m <sup>3</sup> /日)
田口浄水場	膜ろ過処理	1,672
清嶺浄水場	緩速ろ過処理	296
名倉浄水場	緩速ろ過処理	550
長江浄水場	緩速ろ過処理	483
豊邦浄水場	緩速ろ過処理	40m
上折元浄水場	急速ろ過処理	511
下折元浄水場	急速ろ過処理	316
松戸浄水場	緩速ろ過処理	14

## 5 送・配水施設

本町の配水池は、19箇所設置されており、その容量は全体で3,865.3m<sup>3</sup>となっています。この容量については、時間帯による給水量の変動対応や突発的に発生する非常時対応として、1日最大給水量の12時間以上が望ましいとされていますが、本町では実績1日最大給水量に対して25.7時間の容量を確保しています。



【田口配水池】

配水池等名	容量	給水地区
田口配水池	750m <sup>3</sup> ×2 池=1,500m <sup>3</sup>	田口地区
栗島配水池	24.3m <sup>3</sup> ×2 池=48.6m <sup>3</sup>	三都橋地区
田峯配水池	141m <sup>3</sup> ×4 池=564m <sup>3</sup>	田峯地区
梨野配水池	51m <sup>3</sup> ×2 池=102m <sup>3</sup>	田内・清崎地区
豊邦配水池	20m <sup>3</sup> ×2 池=40m <sup>3</sup>	桑平の一部地区
桑平配水池	20m <sup>3</sup> ×2 池=40m <sup>3</sup>	上記以外の桑平地区
団子島配水池	17.5m <sup>3</sup> ×2 池=35m <sup>3</sup>	団子島地区
笠井島配水池	36m <sup>3</sup> ×2 池=72m <sup>3</sup>	笠井島地区
宇連配水池	21m <sup>3</sup> ×2 池=42m <sup>3</sup>	宇連地区
東納庫配水池	87.6m <sup>3</sup> ×2 池=175.2m <sup>3</sup>	大平・湯谷・東部・南地区
西納庫配水池	99.6m <sup>3</sup> ×2 池=199.2m <sup>3</sup>	貝津田・川口・清水地区
長江配水池	96m <sup>3</sup> ×2 池=192m <sup>3</sup>	川向・八橋・小松地区
鹿島配水池	96m <sup>3</sup> ×2 池=192m <sup>3</sup>	長江・和市・荒尾・小塩・神田・平山・清崎の一部地区
上折元配水池	37.8m <sup>3</sup> ×2 池=75.6m <sup>3</sup>	井口・油戸の一部地区（特高区）
下折元配水池（1）	79.3m <sup>3</sup> ×2 池=158.6m <sup>3</sup>	主に下折元配水池（2）
下折元配水池（2）	100m <sup>3</sup> ×2 池=200m <sup>3</sup>	井口・油戸の一部地区（高区）
後山配水池	65.8m <sup>3</sup> ×2 池=131.6m <sup>3</sup>	見出原・見出・西麓・麓・林・能知・本間・森古屋の一部地区（中区）
森古屋配水池	43.5m <sup>3</sup> ×2 池=87m <sup>3</sup>	上記以外の東地区（低区）
石神調節井	10.5m <sup>3</sup> ×1 池=10.5m <sup>3</sup>	柿ノ沢宇連地区

送・配水管の延長は、212.2km となっており、各地区の地形を考慮し区域を網羅しています。また、導水管を合わせると 246.0km となります。

#### 管路の耐震化状況（平成 27 年度末現在）

	管路延長 (m)	耐震管延長 (m)	耐震化率 (%)
導水管	33,784	3,555	10.5
送水管	11,256	235	2.1
配水管	200,93	27,810	13.8
計	245,973	31,600	12.8

配水施設は、水需要に合わせた配置を行っていますが、災害時には被害の軽減や復旧の迅速化及び適切な水圧や水質の確保するため、管路や施設の耐震化を段階的に整備する計画をしています。

配水池の耐震化状況（平成 27 年度末現在）

配水池等名	容量 (m3)	緊急遮断弁 の設置状況	緊急時の 確保水量 (m3)
田口配水池	1,500.0	○	750.0
栗島配水池	48.6	○	48.6
田峯配水池	564.0	○	564.0
梨野配水池	102.0	○	102.0
豊邦配水池	40.0	-	
桑平配水池	40.0	-	
団子島配水池	35.0	-	
笠井島配水池	72.0	-	
宇連配水池	42.0	-	
東納庫配水池	175.2	-	
西納庫配水池	199.2	-	
長江配水池	192.0	-	
鹿島配水池	192.0	-	
上折元配水池	75.6	-	
下折元配水池（1）	158.6	-	
下折元配水池（2）	200.0	-	
後山配水池	131.6	-	
森古屋配水池	87.0	-	
石神調節井	10.5	-	

## 6 維持管理

浄水施設では、日常点検や定期的な詳細点検を行い、取水量や配水量の状況把握及び水質管理に努めています。また、すべての地区において遠方監視システムを導入し、水質や水量などを24時間監視しており、夜間や休日においても、異常が発生すれば、緊急配信メールを水道担当へ送られるようになっており、即座に対応できる体制を整えています。



### 【遠方監視システム】

また、水道管路台帳は、地区ごとに紙ベースで整理されていますが、今後は地図情報を利用したタブレットで管理できるよう検討しています。

水質事故は、配水管の布設替工事での切り替え作業の影響で、赤水や白水が発生し、住民からの苦情がまれにあることや落雷などで停電が発生し、遠方監視システムの故障などが起きても、職員の迅速な対応や自家発電装置の稼働により、給水に影響を与えないよう努めています。

応急給水体制や応急復旧体制については、愛知県防災情報システムを活用し、地震防災訓練を年1回実施しており、南海トラフ地震などの大規模な地震が発生した際でも、迅速な対応できるようにしています。また、飲料水確保に向けて、応急給水の拠点となる配水池の新設、又は緊急遮断弁の設置や耐震性貯水槽の新設を検討しています。

## 7 経営状況

簡易水道の損益は、給水コストを水道料金で回収できないため、収支の不足分を一般会計からの繰入金に依存しています。また、老朽管の更新などの建設事業や過去の建設投資の多くは企業債に依存していたため、費用に占める支払利息や元金償還金の割合が高い状況になっています。

今後の建設改良は、将来の有収水量の増加が見込めない状況を考慮し、財源のあり方や水道料金の基準において検討していくことが重要になります。

	H 2 5	増減	H 2 6	増減	H 2 7	増減
有 収 水 量	585,733m3	-	567,014m3	△3.2%	552,370m3	△2.6%
水 道 料 金	126,303 千円	-	135,305 千円	7.1%	132,417 千円	△2.1%
一般会計繰入金	179,965 千円	-	205,370 千円	14.1%	199,061 千円	△3.0%
地方債償還金	46,564 千円	-	48,060 千円	3.2%	49,611 千円	3.2%

【過去3年間の決算状況】

### Ⅲ 地域の水道の将来像と目標設定

#### 1 水道事業の将来像

本町の水道事業は、膜ろ過浄水処理システムの導入などの「安全・安定」に着目した事業を展開しています。

水道事業者には課せられた使命は、住民の信頼のうえに築き上げられてきた水道を将来に向けてより良い形で引き継いでいくことであり、現在抱えている課題はもとより、今後発生する種々の課題に対して適切に対処していくことでもあります。また、現在住民から一定の負担をいただいで確保されてきた給水サービス水準について、多様化、高度化する住民のニーズにあわせ、よりきめ細かく迅速に対応することにより、引き続き信頼を得ていく必要があります。

以上により「未来へつなぐ 安心・安全な水道」を目標として現状評価と課題を整理し次の3つの施策を設定しました。

- ①運営基盤の強化 (持続)
- ②安心・快適な給水確保 (安全)
- ③災害対策などの充実 (強靱)

#### ① 運営基盤の強化 (持続)

給水人口は減少傾向であり、1日平均給水量も減少傾向となっておりますが、水道事業の主要な財源である水道料金も同様に減少しているため、事業経営において大きな課題となっております。

本町では、簡易水道統合整備事業として、大口径を中心に耐震管への更新整備を行ってきました。引き続き、布設後40年を経過した老朽管を計画的に更新していくことにより、安定した給水提供に努めます。

一方、老朽施設の更新や耐震化等、収益増加につながらない建設投資の推進を図る必要があります。こうしたことから、水道事業経営の基本である「清浄にして豊富、低廉」を基に、経営の健全化・効率化などの経営基盤の強化に努め、計画的な設備投資による安全な水の安定供給を目指して、中期経営計画を策定します。

具体的には効率的な事業の推進として、費用対効果を十分に検討した効率的な施設整備の実施することにより、コスト縮減を図ります。施設の維持管理業務においても民間委託化を推進し、職員数の削減や給与の適正化に取り組みます。

また、企業債残高を計画的に削減し、後年度負担を軽減することにより、健全経営を維持します。

情報提供においても、同様にホームページや広報誌などにより、給水の申し込みや料金体系など、住民が水道に対して理解を深めていただけるよう努めます。

## ② 安心・快適な給水確保（安全）

近年、開発事業などに起因する濁度の増加、クリプトスポリジウムなどの病原微生物の発生など、一部の水源水質が悪化する場合があります。水道水質に向けられる住民の視線は厳しさを増しています。これらに対応するため、水源水質の監視システムなどを導入し水質監視の強化を行っていきます。

水源から給水栓までの総括的な水質管理については、配水管の定期的な洗浄や更新の実施に努めていきます。給水装置は、維持管理の区分を周知し、宅内水道管の管理においても引き続き指導を行っていきます。

貯水槽（受水槽）水道の設置者に対しては、管理不十分から水質悪化を招くことのないよう、管理の徹底を求めて指導、助言および勧告を行います。

現在、水道の未普及地域は存在していますが、新規に水道施設を構築するには多額な費用が必要となるため、未普及地域に対しては、引き続き飲用井戸等（飲料水を供給する施設）の設置に対して、経費の一部を助成しています。

## ③ 災害対策などの充実（強靱）

本町は、昭和 54 年 8 月に「東海地震防災対策強化地域」、平成 15 年 12 月には「東南海・南海地震防災対策」に指定され水道施設への被害を最小限に抑えるための対応が急務となりました。このような災害時においても、住民生活への影響を最小限に抑える必要があります。

このため老朽化施設の修繕・更新を行い、管路の耐震化率を向上させることや浄水場、配水池などの主要な施設についても耐震診断を実施して、その結果に基づいた整備計画を立案し、耐震化に向けた施策を展開します。

非常時における給水活動に円滑化を図るため、「設楽町水道事業地震防災応急対策要綱」に基づく災害時応急給水訓練を行います。その訓練では、地域の自主防災組織と連携していきます。

また、災害時の水道事業における対策本部として、機能を果たすのに十分な備蓄資材について検討し、計画的に備蓄を行うとともに、災害時における指定避難所への給水を確保することを目的に、耐震性貯水槽の建設や耐震型配水池の築造など災害対策備蓄水拠点の整備を検討します。



【岐阜県にある耐震性貯水槽（参考）】

#### IV 推進する実現方策

##### 1 運営基盤の強化（持続）

設楽町簡易水道事業では、新たな収入確保や民間活力の活用等による経費節減などに取り組むとともに、効率的な組織体制を構築し、住民サービスの拡充にも力を入れてきました。今後は、水需要が減少する中で水道施設の更新・再構築を行う時代になってきます。

そこで、設楽町簡易水道事業では、需要者の皆さまに対し、積極的な情報の発信、住民のニーズの把握に努めつつ、将来にわたって継続した水道サービスを提供していくためにアセットマネジメントを策定し、戦略的な取り組みを進めます。

##### （1）情報提供と町民協働の推進

今後も町広報誌やホームページを通じて、水道に関する情報を積極的に発信するとともに浄水場見学など直接町民の皆さまとふれ合いにも力を入れることで、水道に対する関心や理解を深めていただき、水道事業に関する意見や提案など町民の皆さまの声を聴く機会の拡大に努めていきます。

また、災害時における応急給水活動の協力体制の構築を図るため、設楽町防災訓練への参画などを継続して実施します。

##### 〔具体的施策〕

- ・ 町広報誌、ホームページなどを通じた情報提供
- ・ 浄水場見学の積極的な実施
- ・ 防災活動における町民との連携

##### （2）経営の健全化

設楽町では、平成 28 年度中にすべての簡易水道が一本化をし、経営の健全化と町民サービスの向上を目指し、健全経営の維持に向けた取り組みをしていきます。また、新たな収入確保策や支出抑制策のアイデアを捻出し、その効果を確認した上で実施していきます。さらに水道料金等の債権に関する徴収体制を見直し、滞納整理業務を強化することで、徴収率の向上を図っていきます。

一方、供給安定性の確保を図るためには、老朽化した施設の更新や施設の耐震化などの事業を推進していく必要があります。多額の投資的経費が見込まれます。こうした中で、引き続き水道事業を継続させるため、中長期的な視野に基づく運営基盤の強化を図るとともに、今後は、水需要動向を注視しながら時期を見極め、料金の最適化についても検討していきます。

〔具体的施策〕

- ・新たな収入確保策の検討、実施
- ・新たな支出確保策の検討、実施

## 2 安心・快適な給水の確保（安全）

### （1）水質監視体制の充実

水源から蛇口までの適正な水質検査や水質検査頻度を設定するため、水質検査計画に基づいた検査を実施し、統一された水質管理体制を確保します。さらに、各水系での水質状況の把握が重要なことから、水源周辺の開発などによる環境の変化を的確に把握するため、職員による水源の定期的な巡回監視に努めます。

〔具体的施策〕

- ・水源監視の強化
- ・水質検査体制の充実

### （2）施設監視体制の強化

どの施設においても、事故などが発生した場合に迅速な対応が可能となるように、水質事故、施設事故、停電、テロ等の各種対応マニュアルを作成し、内容の充実や統一化を図り、職員全体の共通認識をします。

〔具体的施策〕

- ・各種対応マニュアルの作成

## 3 災害対策などの充実（強靱）

### （1）非常時に対応した配水システムの構築

地区ごとに限定された配水管網が形成されており、水道管の融通については連絡管が必要で、平常時における水量、水圧が適正に確保されるように現況の配水区域を見直します。さらに事故時など配水の安定を欠く事態に備えて、配水ブロック化の構築に向けて取り組みます。

〔具体的施策〕

- ・配水ブロック化の検討

## （２）水道施設の更新及び耐震化

震災時の施設の破損等による給水停止を避けるため、取水施設、浄水施設、配水施設の中で施設の老朽化が進み、耐震性が低くなっている施設補強や更新を図ります。なお、実施に当たっては、施設の重要性や詳細な二次診断結果を踏まえて、緊急度の高い施設から実施します。

また、震災時における管路被害の軽減や震災時の送配水機能を維持するために配水本管の耐震化を実施します。

### 〔具体的施策〕

- ・ 配水池の構築
- ・ 緊急遮断弁の設置

## （３）応急復旧の迅速化

震災時の水道施設の早期復旧を図るためには、他の水道事業者の応援が必要になるため、関係機関との連携の強化に努めると同時に、応援の受け入れ体制を充実します。

### 〔具体的施策〕

- ・ 応援受け入れ体制の検討

## （４）応急給水体制の整備

震災により、浄水場等の機能が停止した場合においても、生活に必要な最低限の水が確保できるように、各地区の応急給水体制として給水タンク等、応急給水に必要な資機材の充実させるように努めます。

また、応急給水の拠点や施設の不十分な地域の飲料水確保を図るため、総務課防災担当と協議を進め、耐震性貯水槽の整備に努めます。

### 〔具体的施策〕

- ・ 耐震性貯水槽の新設

#### (5) 震災時行動マニュアルと定期訓練の実施

震災発生時には、被害状況の把握、応急給水、施設復旧等の日常業務にない様々な業務を実施しなければなりません。これらの業務を円滑かつ効率化するために、震災時行動マニュアルを作成します。また、震災時に対応するための定期的な訓練を実施します。

〔具体的施策〕

・震災時行動マニュアルの作成